

2021年7月19日



埼玉地方最低賃金審議会  
会長 佐野 勝正 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合

中央執行委員長 占部 修吾

### 2021年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

#### 1. 2021年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増しています。2020年の最低賃金引上げ額は、全国平均1円でした。非正規労働者にとって最低賃金の充実が切実なものです。一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標であるSDGsの目標8のディーセントワークの実現の柱でもある最低賃金の引き上げは、重要な位置づけとなっています。コロナ禍での非正規の生活は、より厳しく、マスクの購入などあらたな負担も出てきています。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく、1,400円～1,500円という結果が出ています。つまり、埼玉県の最低賃金928円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

#### 2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

埼玉県内では、コロナ禍が長引き、医療・介護・保育・福祉関連の経営が悪化し労働者の心身は疲弊しています。私たち生協の職場でもエッセンシャルワーカーとして県民の生活を支えるために、コロナ感染のリスクと隣り合わせのなか働いています。心身ともに疲弊していることはどの仕事に就いても同じ状況です。また、職を失うことへの不安感や住み慣れた土地で働けることを望む声もあります。生協関連物流子会社で働く男性非正規労働者への聞き取りでは、埼玉県内在住で東京都で働いた経験がある社員は20人中16人、現在の職に就いている理由は、長時間労働で体を壊して転職したという内容でした。現在も東京での就労を希望している人は、10人いました。転職を希望する理由は、生活のため収入を確保したい。収入を増やして貯金をしたいという内容でした。転職して不足した収入は、ダブルワークという形で補填している人も5人いました。非正規雇用の賃金は低く、少しでも高い賃金を求め労働者が定着せず、流出しています。また、月給制で働く生協の新規採用者も最低賃金を認識しています。東京の大学に入学し時給1,000円以上で働いたアルバイト経験があり、コンビニの時給が最低賃金で設定されていることから非正規雇用の厳しさを感じています。どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させ、いまのような地域間格差を解消することが必要です。

6月8日、生協労連では、非正規の声を集めた「パート労働黒VII」を「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」とともに、菅首相に提出しました。この八年間に集められた声は、生活の苦しさが一向に変わっていないことがわかります。収入を子供の養育に回すため自分の服や病院代を削るなど、非正規で生計を支えることの困難さが伝わる内容です。最低生計費を保障できる賃金の確率は必然です。

「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は86人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。

その足掛かりとなるよう、まずこの埼玉県から東京都との格差をなくす、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

### 3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

コロナ禍で経済が困難だからこそ最低賃金を上げるべきとの声に対し、20年度にみられるように引き上げには消極的です。その背景に「支払能力」があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この「支払能力」を中小企業にだけ求める政策を転換する必要があります。中小企業に対して賃金を引き上げた場合の助成制度はありますが、国の予算額は約23億円と全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」は、労働者のみならず中小企業への支援も厚くされるべきで、経済回復のための消費を回復させる政策の導入が早期に必要です。

### 4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

日本政府は「新型コロナウイルス禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にして、より早期に全国加重平均1000円とすることをめざす」また、「中小企業や小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が不可欠だ。支援強化、下請け取引の適正化を進めていきたい」としています。

イギリスでは2020年6.2%の引き上げ、米国でも5.1%にのぼり、2022年3月までに時給15ドル(約1,647円)に引き上げるなど諸外国の最低賃金の引き上げは活発になっています。この動きが日本政府の発言につながっています。

パート・アルバイトの収入は、生計費の一部ではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、消費に回ることは確実です。そして、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」がこのコロナ禍では特に、保障されるべきです。そして、経済を回復させるためのあるべき最低生計費、また、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とはどのような水準であるべきか、という視点での議論をつくしてください。早期に全国加重平均1,000円を埼玉県がいち早く実現すること、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上

付属資料：パート労働黒書Ⅷ